

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	法人税の申告期限の見直し	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 会社法上、株主総会は、毎事業年度終了後一定の時期に招集することが求められており、企業が議決権行使の基準日を定めた場合、その3か月以内に株主総会を開催しなければならない（会社法第296条第1項、第124条）。現在の企業実務では、その基準日を決算日と一致させているが故に、3月期決算企業は6月末までに株主総会を開催しなければならないが、会社法上、決算日を基準日として設定することを要請しておらず、基準日を決算日と異なる日に設定することが可能である。したがって、企業が個々の事情に応じて、柔軟な総会日の設定を行うことが会社法上は可能である（3月期決算企業が7月以降に株主総会を開催することが可能）。</p> <p>一方、法人税法上、法人は、原則として、事業年度終了の日（決算日）の翌日から2か月以内に「確定した決算」に基づく申告を義務づけている（法人税法第74条第1項）。また、特例により、申告期限の延長が可能であり、①災害等の場合は税務署長が指定した期日まで、②会計監査人設置会社等は1か月延長（特別の事情があれば税務署署長の指定する月数の期間）が可能。（法人税法第75条、第75条の2）</p> <p>このような状況において、会社が議決権行使の基準日を決算日より後に設定する場合（例えば、3月期決算企業が4月1日以降に基準日を設定し、7月に株主総会を開催する場合）、法人税の申告期限までに確定した決算に基づく申告ができない場合が生じうる。</p>	
関係条文	地方税法第53条、第72の25条、第72の28条、第72の48条、第321の8条	
減収見込額	[初年度] - () [平年度] - () [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 日本企業がグローバル市場における「稼ぐ力」を高め、持続的な企業価値を向上させるためには、企業における適切なガバナンス機能の発揮とともに、「企業と投資家との建設的な対話の促進」を図ることが重要。そのための方策の1つとして、企業が株主総会日程を適切に設定できる環境を整えることが必要である。これに対応するため、法人税の申告期限を延長する。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本では、決算日から株主総会までの期間が平均85日、株主総会日は6月下旬に8割以上の企業が集中（3月期決算会社）しており、①株主・投資家による議案検討期間が非常に短く、②企業の情報開示の準備が十分とは言い難いといった状況にある。他方、欧米諸国では、約8割の上場企業において、決算日から株主総会までの期間が120～150日以上確保されており、株主総会日も日本のように集中している国は希である。このような状況を踏まえ、「コーポレートガバナンス・コード」や「日本再興戦略」において、株主総会関連の日程の適切な設定によって株主の議案検討と対話の期間を諸外国並に確保するための環境整備等が求められている。</p>	
	ページ	14-1

○コーポレートガバナンス・コード (2015年6月1日) 抜粋

補充原則 1-2③

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

○日本再興戦略 2015 改訂 (2015年6月30日) 抜粋

1. 産業の新陳代謝の促進

(3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 攻めの経営の促進

③持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進

株主総会集中の問題を解決し、株主の議案検討と対話の期間を諸外国並に確保するための方策として、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて徹底的なプロセスの合理化が図られる環境を整備する。

○日本再興戦略 2016 (2016年6月2日) 抜粋

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革 2-1. 「攻めの経営」の促進

i) コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

①実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化

1) 持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進

ー総会日や議決権行使の基準日に係る国際的・実務的対応を踏まえた設定の在り方についても、効果的かつ効率的な開示の検討の状況を踏まえつつ、関係者や関係団体等における検討状況等を確認するための会合を開催することで、企業・投資家・対話支援産業などの関係者の意識と行動変化を促す。

③情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

7) 企業の情報開示の実効性・効率性の向上等

・上記の情報開示に関する制度改革等の取組を進めつつ、一体的な報告を作成するのに必要な時間が決算日以降企業側に十分に与えられることにより企業による一体的な開示を促進し、かつ、当該一体的な報告が株主総会よりも前に十分な時間的余裕をもって開示できるようにすることによって投資家の議案検討期間の確保や企業との対話を促進する観点から、対話を重視する企業が株主総会の日程や基準日を欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定する（例えば、諸外国同様、決算日から4か月後に株主総会を開催する、基準日を決算日より後に設定して基準日と総会との期間を短くする等）ための総合的な環境整備の取組を進める。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-1 経済基盤
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—